

きたてしま学園 池田市立神田小学校 P. T. A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、きたてしま学園 池田市立神田小学校 PTA と呼び、事務所を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して学校教育の向上をはかり、児童の幸福を増進するとともに、会員自らの向上に努める事を目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条

1. よき保護者、よき教育者となるように努める。
2. 児童の教育安全と福祉のために他団体機関とも協力する。
3. 学校と家庭との緊密な連絡のもとに、活発なプログラムを展開する。
4. 環境の改善浄化に努める。
5. 政治・宗教関係者を指示したり、それらの利用干渉を受けたりしない。

第 4 章 会 員

第 4 条

1. 本会の会員は、本校児童の保護者および教職員とする。
2. 本会の入会は任意とし、入会を望まない時は指定の入会不要届を提出する。
また、年度初めの総会までに入会不要届の提出がない場合は、本会への入会に同意したものとする。

第 5 条 本会の会員は、全ての会費を納める。

第 5 章 会 計

- 第 6 条 本会の経費は、会費をもって充てる。
- 第 7 条 1. 会費は、各家庭 月額 300 円とする。
2. 会費の徴収に関する事務は神田小学校に委任し、学校納付金と合わせて徴収する。
- 第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 役 員

- 第 9 条 本会の役員は、次の通りとし、これを会員の中から選ぶ。
1. 会 長 1 名 保護者
 2. 副 会 長 2 名 保護者
 3. 書 記 1 名 保護者
 4. 会 計 2 名 保護者・教職員
 5. 会計監査 2 名 保護者
- 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 第 10 条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、内外一切の会務をつかさどる。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。
 3. 書記は、議事と本会の活動状況を記録するとともに、通信事務を担当する。
 4. 会計は、次の職務を行う。
 - (1) 総会の決議した予算にもとづき、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 総会において会計監査の監査を経た決算報告を提出する。
 - (3) 本会の会計予算を立案する。
 5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を会員に報告する。

第 11 条 役員の選出は、次の方法によって行う。

1. 役員候補者選考委員会（以下、選考委員会という）を設ける。
2. 選考委員会は、役員より4名、各種委員会より委員長、各学年の学級委員の互選による学年代表6名、教職員の互選による2名、および校長、教頭をもって構成する。
3. 一般会員中、役員就任の意思のあるものは、選考委員会の告示する期間内に選考委員会あてに立候補の意思表示をする。
4. 選考委員は、ただちに役員候補者を選考し、本人の了解を得る。
5. 選出された役員候補者は、年度末の定期総会で過半数の支持により、役員としての承認を受ける。
6. 公職選挙法により選出された公職者および同年他校 PTA の役員は、役員になることはできない。
7. 役員が任期中に欠員になった場合は、運営委員会において選考補充し、任期の残存期間、その任にあたる。

第 7 章 委 員 会

第 12 条 本会に下記の委員会を置く。

1. 運営委員会
2. 各種委員会
3. 役員候補者選考委員会

第 13 条 運営委員会は、役員、各種委員会の委員長、副委員長および校長、教職員若干名をもって構成する。

第 14 条 運営委員会は、会長が招集し、PTA 活動の企画、運営にあたる。

第 15 条 各種委員会は、次の通りとする。

1. 活動委員会
2. ベルマーク委員会
3. 広報委員会
4. 厚生補導委員会
5. 特別委員会

第 16 条 各種委員会の委員長および副委員長の選出は、次の方法によって行う。

1. 役員が各種委員会の委員長および副委員長の選出委員を兼任する。
2. 一般会員中、各種委員会の委員長および副委員長就任の意思のあるものは、告示する期間中に選出委員に立候補の意思表示をする。
3. 立候補者が定数に満たない場合は、会員の中から選任委員が委嘱（任命）する。

第 17 条 委員選出は、次の通りにする。

1. 各学級の会員の互選により、委員を選出する。ただし、同一人が2学年以上にわたって選出された場合は、上学年を優先する。
2. 各学級の委員は、話し合いによって、各委員会の所属を決定する。
3. 学級委員は、学年単位の委員の互選により学年代表を選出する。学級委員、学年代表は、各学級・各学年相互の連絡等にあたる。
4. 各種委員会には、教員若干名が所属する。

第 8 章 委員会の任務

第 18 条 運営委員会は、毎月定例会を開き、その任務は次の通りとする。

1. 予算案の作成および予算の執行と決算の審議。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する報告書、議案の作成。

各種委員会の任務は次の通りとする。

① 活動委員会

学級の経営に関する側面的援助を行う。また、会員の教養の向上とスポーツ、レクリエーションの振興、趣味等を通して、会員相互の親睦を図る。

② ベルマーク委員会

学級の経営に関する側面的援助を行う。また、ベルマーク作業に関する一切の作業を担う。

③ 広報委員会

会の活動や会員の意思を周知広報し、また種々情報を提供し、相互理解と会の充実発展につくす。

④ 厚生補導委員会

児童の福祉安全を増進し、会員の構成、援助（護）と地域社会の教育環境の改善に協力する。

⑤ 特別委員

特別の目的を遂行するために、必要のあるときは、特別委員会を設ける。

第 9 章 総 会

- 第 19 条
1. 総会は、全会員をもって構成される最高決議機関である。
 2. 毎年定期総会を年度初め、および年度末に開く。
 3. 運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長はいつでも総会を招集しなければならない。
 4. 総会は、会員家庭数の5分の1以上の出席を得て議事を開き、議決は出席会員の過半数による。
 5. 総会の議決は、定期総会・臨時の総会共に、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。
 6. 総会は、役員承認、予算案の審議決定ならびに決算報告の承認、およびその他の重要案件の審議決定を行う。

第 10 章 付 則

- 第 20 条 本規約は昭和53年9月12日より実施する。

第 11 章 規約の改正

- 第 21 条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。ただし、改正案は、総会の3日前までにその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第 12 章 サークル

- 第 22 条 本会に下記のサークルを置く。
1. ソフトボール
 2. 9人制バレーボール
 3. 市民ボール
- 第 23 条 サークルの目的
サークル活動は会員の親睦を図る目的で活動し、開かれたものでなくてはならない。
- 第 24 条 設立
サークルを設立するときは、活動場所・部員・予算・運営方法を十分に協議したうえで、役員会・運営委員会・総会での承認を受けてサークルを設立することができる。
- 第 25 条 運営
1. 各サークルの代表者は運営委員会に参加するものとする。
 2. 年度はじめに、各サークルの会員登録名簿を作成し、運営委員会に提出する。
会員以外の者が活動に参加する場合は、怪我等の一切の責任は参加する者にあるものとする。PTA親睦交流試合は、会員以外が参加することはできない。
- 第 26 条 休部・解散
1. 会員の登録部員数が試合に必要な人数の半数に満たない場合は休部とし、サークル活動を行うことができないものとする。
 2. 休部となった翌年度の各サークルのPTA親睦交流試合までに会員が増えない場合は、役員会・運営委員会・総会での承認をもって解散とする。
- 第 27 条 活動費
1. 各サークルの活動費は年間30,000円とする。休部後、部員追加により活動再開するときのサークル活動費は月割とする。
 2. 30,000円を超える備品については、役員会・運営委員会の承認を受けて次年度予算に計上して購入すること。
 3. 年度末には年間の収支報告書を役員に提出し、会計監査による確認を受けること。
- 第 28 条 規約にない範囲の事案が出た場合は、役員会にて合議のうえ決定する。

付 記

一部改正	昭和54年	4月28日
一部改正	昭和61年	11月28日
一部改正	昭和63年	3月 1日
一部改正	平成 2年	3月 2日
一部改正	平成 4年	2月28日
一部改正	平成13年	3月 3日
一部改正	平成17年	5月10日
一部改正	平成18年	3月 3日
一部改正	平成21年	3月 6日
一部改正	令和 2年	2月21日
一部改正	令和 3年	2月24日
一部改正	令和 3年	6月 7日
一部改正	令和 5年	3月 1日
一部改正	令和 6年	2月 28日
一部改正	令和 7年	2月 21日
一部改正	令和 8年	2月 20日
一部改正	令和 8年	4月 10日

きたてしま学園 池田市立神田小学校 PTA 慶弔規程

第 1 条 目 的

池田市立神田小学校 PTA 会員および児童等の死亡、事故、その他に関しこの規程により、その意を表すことを目的とする。

第 2 条 弔 意

会員、児童およびその家族等が死亡したとき、次の基準により弔意を表す。

- | | | | |
|-----|----------|------------|--------|
| (1) | 会員の死亡 | 柩またはお供えと香典 | 5,000円 |
| (2) | 児童の死亡 | 盛花（生花）と香典 | 5,000円 |
| (3) | 会員と同居の親族 | 柩またはお供えと香典 | 5,000円 |

第 3 条 見 舞

会員および児童が見舞いを受ける状態のとき、次の基準によりその意を表す。

- | | | | |
|-----|--|------|--------|
| (1) | 児童の登校時の交通事故、学校行事中の事故にあったとき
(5日以上の入院の場合) | 見舞い金 | 5,000円 |
| (2) | 会員および児童が非常の災害を受けたとき | 見舞い金 | 5,000円 |

第 4 条 その他

1. この規程に定めのない特別の事項が発生した場合、三役会で決定執行し、運営委員会に報告することをもって承認されたものとする。
2. 本規程の改正は、PTA 規約の主旨に反しない限り、運営委員会において行うことができる。

付 則

この規定は、昭和60年5月11日より施行する。

一部改正 平成 8年 5月18日

一部改正 令和 3年 2月24日